

地方独立行政法人京都市産業技術研究所簡易受託研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）が、京都市に事業所を有する中小企業又は中小企業団体等（以下「委託者」という。）から委託を受けて実施する研究のうち、比較的簡易なものについて、簡便かつ迅速に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「共同研究」とは、地方独立行政法人京都市産業技術研究所共同研究要綱（以下「共同研究要綱」という。）に規定する研究所と共同研究者が保有する技術、知識等を活用し共同して実施する研究をいう。
- (2) 「受託研究」とは、地方独立行政法人京都市産業技術研究所受託研究要綱（以下「受託研究要綱」という。）に規定する研究所が委託者から委託を受けて実施する研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (3) 「簡易受託研究」とは研究所が委託者から委託を受けて実施する研究で、これに要する経費を委託者が負担するもののうち、次に掲げるものであって、第5条の規定により、本要綱に従って実施することを認められたものをいう。
 - ア 適切な方法や条件設定等を検討したうえで実施する必要のある試験など、短期間の研究を伴う試験（以下「短期受託研究」という。）
 - イ 共同研究又は受託研究の実施を検討するに当たり、事前に検証を行うために実施する研究（以下「可能性検証研究」という。）
- (4) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権
 - イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利
 - ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権
 - エ 日本国外における本号ア、イ及びウに掲げる各権利に相当する権利
 - オ 秘匿することが可能であって、かつ、財産的価値を有する技術情報のうち、研究所と委託者が協議して指定したもの（以下「ノウハウ」という。）。
- (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- (6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為並びにノウハウの使用をいう。

(委託者)

第3条 可能性検証研究の対象となる委託者は、共同研究要綱第3条に定める共同研究者又は受託研究要綱第3条に定める委託者に該当する者とする。

(依頼)

第4条 研究所に研究を委託しようとする委託者は、簡易受託研究依頼書(第1号様式)を、理事長に提出しなければならない。

2 簡易受託研究は次に掲げる条件で実施するものとする。委託者は本項及び本要綱のその他の定めを確認し、これに従うことを承諾したうえで前項の簡易受託研究依頼書を提出するものとする。

- (1) 簡易受託研究の研究題目、研究目的、研究内容、研究担当者、研究実施期間等については、第5条第2項に基づき研究所が通知した内容によるものとする。
- (2) 研究所は簡易受託研究を自己の責任において行い、その実施に当たり被った被害については委託者に賠償を請求しない。ただし、簡易受託研究の遂行のために委託者からサンプル等の物品(以下「提供物品」という。)の提供が必要な場合であって、当該提供物品に瑕疵があったことに起因して研究所が損害を被ったときは、委託者は研究所の損害を賠償するものとする。
- (3) 研究所は簡易受託研究に係る再委託等を行わない。
- (4) 委託者は、簡易受託研究に要する経費として、別に定める共同研究、受託研究及び簡易受託研究に係る研究経費算定基準に基づく研究経費(以下「研究経費」という。)を負担するものとする。
- (5) 研究経費の経理は研究所が行う。
- (6) 研究経費により取得した設備等は研究所に帰属するものとする。
- (7) 提供物品の搬入及び据付けに要する経費は委託者の負担とする。研究所は委託者から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその管理にあたる。
- (8) 短期受託研究において更なる研究を委託者が希望する場合は新たな簡易受託研究を委託するものとし、可能性検証研究においては研究期間終了時の研究成果をもって共同研究又は受託研究の実施について検討するものとし、研究期間の延長は行わない。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、研究所及び委託者間で協議のうえ、簡易受託研究を中止又は研究期間を延長することができる。
- (9) 研究所は簡易受託研究を完了し、又は中止したときは、提供物品を研究完了又は中止の時点の状態委託者に返還するものとする。撤去及び搬出に要する費用は委託者が負担する。
- (10) 研究所は納入された研究経費の範囲内で簡易受託研究を実施する。
- (11) 簡易受託研究において発明等が生じた場合における知的財産権は、原則として、別に定める地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の職務発明等に関する要綱(以下「職務発明要綱」という。)により、研究所又は発明者たる研究所の研究担当者に帰属するものとする。ただし、簡易受託研究における発明等に委託者の寄与が認められる場合には、協議により、研究所又は発明者たる研究所の研究担当者及び委託者との共有とすることができる。
- (12) 簡易受託研究の結果生じた前号の発明等について、委託者は無償で実施又は

譲渡を受けることはできない。委託者が実施又は譲渡を希望する場合は、研究所と協議のうえ、別途契約で定める実施料又は譲渡の対価を支払わなければならない。実施料及び譲渡の対価は職務発明要綱において定める算定基準に基づいて算定する。

- (13) 簡易受託研究によって生じた成果のうち、ノウハウとして秘匿するものについては、研究所及び委託者間で協議のうえ、速やかに指定し、これを秘密として保持するものとする。秘匿すべき期間は原則として簡易受託研究が完了した日の翌日から起算して5年間とし、研究所及び委託者間で協議のうえ、期間の延長又は短縮ができるものとする。

- (14) 研究所及び委託者は簡易受託研究を遂行するために必要とする範囲で、自己の所有する技術情報、営業情報、物品、サンプル等の情報を相互に開示又は提供する。

なお、当該情報のうち、「マル秘」、「CONFIDENTIAL」等の秘密である旨を明示したうえで相互に開示又は提供された情報、又は当該情報が口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示当事者が当該情報を開示日より15日以内に書面化し、秘密である旨を明示したうえで相手方に通知した情報を「秘密情報」という。

- (15) 研究所及び委託者は、簡易受託研究の内容及び成果並びに前号の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示・漏洩し、又はリバースエンジニアリングしてはならない。ただし、次に掲げる事項に該当するものについては本号の秘密保持義務の対象から除外する。また、委託者は委託者の業務に支障がないと認められる範囲で研究所による簡易受託研究の成果の発表を認めるものとする。なお、本号の秘密保持に関し、より詳細に取り決めを行うため、研究所及び委託者間で別途秘密保持契約をすることができる。

ア 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

イ 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっている情報

ウ 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報

エ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報

オ 秘密情報と無関係に、独自に開発・取得したことを証明できる情報

- (16) 研究所は、委託者が研究所の指定した入金期日までに研究経費を納入せず、催告後30日以内に納入しないときは、次条に定める簡易受託研究の実施の決定を撤回することができる。

- (17) 研究所及び委託者は、次のいずれかの事項に該当する場合であつて、催告後30日以内に是正されないときは、簡易受託研究を中止することができる。本号に基づく中止によって相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の一切について賠償する責めを負わない。

ア 相手方が簡易受託研究の遂行に関し、不正又は不当の行為があつたとき

イ 相手方が本要綱に定める条件に違反したとき

- (18) 研究所又は委託者は、前2号によって簡易受託研究の実施が撤回又は中止さ

れたとき、及び研究所、委託者又は研究担当者が故意または重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

- (19) 本項各号の有効期間は簡易受託研究の実施期間と同一とし、第8号ただし書き、第16号又は第17号により簡易受託研究が実施期間終了前に終了した場合はその限りでない。

ただし、本号のほか、第9号及び第20号については、当該対象事項がすべて消滅するまで有効とし、第11号乃至第13号については、簡易受託研究の成果の発明等に係る知的財産権の存続期間中は有効とし、第18号については、簡易受託研究終了後1年間は有効とし、第14号及び第15号については、簡易受託研究終了後5年間は有効とする。

- (20) 簡易受託研究に関する訴えは、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

(決定)

第5条 理事長は、前条に規定する簡易受託研究依頼書の提出があったときは、次の事項を確認のうえ、簡易受託研究の実施の可否を決定しなければならない。

- (1) 可能性検証研究にあつては、委託者が第3条に該当すること。
- (2) 3箇月以内の期間で完了するものであること。
- (3) 簡易受託研究に要する時間が50時間以内であると予測されること。
- (4) 第4条第2項に掲げる条件で研究を遂行できること。

2 理事長は、前項の規定により簡易受託研究の実施を決定したときは、簡易受託研究実施通知書（第2号様式）により依頼者に通知する。

3 理事長は、第1項の規定により簡易受託研究を実施しないと決定したときは、文書で依頼者に通知しなければならない。

(研究経費)

第6条 委託者は、理事長の発する請求書により、当該請求書に定める入金期日までに研究経費を納入しなければならない。委託者が入金期日までに納入しないときは、入金期日の翌日から入金の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。また、研究所は受託研究経費を原則として還付しないものとする。

(簡易受託研究の報告)

第7条 理事長は、簡易受託研究終了後、速やかに簡易受託研究の成果を簡易受託研究成果報告書（第3号様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

簡易受託研究依頼書

| | |
|--|---|
| (あて先) 地方独立行政法人 京都市産業技術研究所 理事長 | 年 月 日 |
| 依頼者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒 ー | 依頼者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー |

| | | | | | | |
|--|--|------|-----|-------|------|-----|
| 地方独立行政法人京都市産業技術研究所簡易受託研究実施要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり簡易受託研究を依頼します。 | | | | | | |
| 研究題目 | | | | | | |
| 研究目的 | | | | | | |
| 研究内容 | | | | | | |
| 研究担当者 | | | | | | |
| 研究期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | |
| 研究経費 | 区 分 | 直接経費 | 技術料 | 機器設備料 | 間接経費 | 合 計 |
| | 依頼者 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 書類送付先 | 所在地：〒 ー 部署名・担当者名： | | | | | |
| (承諾事項) 申込みに当たり、地方独立行政法人京都市産業技術研究所簡易受託研究実施要綱に定める事項に従うことを承諾します。 | | | | | | |

※消費税額・地方消費税額を含む金額を記入すること。

簡易受託研究成果報告書

| | |
|---|-----------------------------|
| 様 | 年 月 日 |
| | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 理事長 印 |

| | |
|--|--|
| 年 月 日付けで契約した受託研究の成果について、地方独立行政法人京都市産業技術研究所簡易受託研究実施要綱第7条の規定に基づき報告します。 | |
| 研究題目 | |
| 研究目的 | |
| 研究担当者 | |
| 研究期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 簡易受託研究種別 | <input type="checkbox"/> 短期受託研究 <input type="checkbox"/> 可能性検証研究 |
| 研究成果概要 | （詳細は別紙） |
| その他 | |

- ※ 研究成果については、研究データ、図表等を添付すること。
- ※ 可能性検証研究の場合はその他の欄に必ず受託研究又は共同研究への移行の要否について記入すること。